

## 廃食用油の回収について

市では、東京都が東京2025世界陸上を契機として廃食用油からリサイクルされる航空燃料（SAF）の認知度の向上を図るため実施するキャンペーンに協力し、ごみのリサイクルを推進するため、下記のとおり回収ボックスを市内5か所に設置し、御家庭で不要となった廃食用油を回収します。

### 記

#### 1 回収できる品目

御家庭で不要となった植物性の廃食用油（未開封のもの・賞味期限切れのものも可）

※ 食用以外の植物油、食品や揚げカスが含まれる植物油、ラードやバターなどの動物性油、灯油やエンジンオイルなどの鉱物性油及び事業活動により出された油は回収不可

#### 2 回収期間

令和7年7月1日（火）から同年10月31日（金）まで

#### 3 回収場所

| 回収ボックス設置場所                       | 住所                |
|----------------------------------|-------------------|
| 市役所本庁舎                           | 本町1-1-1           |
| 残堀・伊奈平地区会館                       | 残堀1-60-3          |
| 緑が丘出張所                           | 緑が丘1460<br>1104号棟 |
| イオンモールむさし村山<br>インフォメーションセンター（2階） | 榎1-1-3            |
| ダイエー武蔵村山店<br>サービスカウンター（1階）       | 伊奈平3-36-1         |

#### 4 回収方法

廃食用油を十分に冷ましてからペットボトルに入れ、各施設に設置している回収ボックスに入れていただきます。

未使用の場合は、未開封の状態で、各施設に設置している回収ボックスに入れていただきます。